

沿革

[福井運輸支局本庁舎]

- 昭和22年 3月25日 臨時物資需要調整法（昭和21. 9. 30法律第32号）の施行に伴い、運輸省公示により福井自動車事務所（福井市日之出町福井駅構内）が設置された。
- 昭和23年 1月 1日 道路運送法の施行に伴い福井道路運送監理事務所と改称され、車両業務が加えられた。
- 11月15日 事務所を福井市御園町112（現、福井市中央1丁目3-1）に移転した。
- 昭和24年 6月 1日 運輸省設置法の制定により、運輸省の地方機関として全国9ヶ所に陸運局が設置された。
- 7月30日 事務所を福井市豊島中町（現、豊島2丁目5）に移転した。
- 8月 1日 陸運局設置に伴い福井道路運送監理事務所は、名称を名古屋陸運局福井分室と改称された。
- 11月 1日 大臣権限の一部が都道府県知事に委任されるに際し福井県陸運事務所が設置され、同時に名古屋陸運局福井分室が廃止された。
- 昭和25年 3月10日 事務所を福井市佐佳枝町4-918（現、福井市順化1丁目24-38）に移転した。
- 昭和26年 4月 1日 自動車検査場を福井市山奥町（現、みのり3丁目1）に移設した。
- 昭和35年 1月20日 自動車検査場を福井市江端町37字金剛寺18-2に移設した。
- 昭和39年12月19日 事務所を福井市江端町37字金剛寺18-2に移転した。
- 昭和54年 5月14日 事務所庁舎及び検査場を福井市西谷町19字三反田に新築移転した。
- 昭和57年 3月17日 土地区画整理により行政区画及び名称が、福井市西谷1丁目1402に変更された。
- 昭和59年 7月 1日 運輸省組織再編により「名古屋陸運局」と「東海海運局」とが統合して「中部運輸局」が発足した。
- 昭和60年 4月 1日 道路運送法等の一部を改正する法律（昭和59. 8. 10法律第67号）の施行により「福井県陸運事務所」は中部運輸局福井陸運支局となった。（昭和60. 3. 25福井県条例第5号により福井県陸運事務所は廃止された。）
- 平成 9年 4月 1日 登録課を登録部門と改めた。
- 平成13年 1月 6日 国土交通省設置法（H11. 7. 16日法律第100号）の施行により運輸省と建設省他2省庁が統合され、国土交通省が設置された。
- 平成14年 7月 1日 国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行により、中部運輸局福井陸運支局と近畿運輸局敦賀海運支局が統合され、中部運輸局福井運輸支局となり検査部門は、独立行政法人通則法の定めるところにより自動車検査独立行政法人中部検査部福井事務所となった。
- 平成18年 7月 1日 地方運輸局組織規則の一部改正により、スタッフ制が導入され課制が廃止、運輸企画専門官及び陸運技術専門官が配置された。

[福井運輸支局敦賀庁舎]

- 昭和16年12月 海務院官制が施行され、従来の通信局海事部が海務局に改正、敦賀市に名古屋海務局敦賀支局が設けられ、管海官庁の事務を掌ることとなった。
- 昭和18年11月 交通運輸行政一元化の要請に基づき、鉄道省と通信省とを主体として運輸通信省が設置され、海務院は海運総局となり、商工省から倉庫業に関する事務を、大蔵省の関税行政事務・開港・動植物検疫業務を統合して地方海運局が設置され、新潟海運局敦賀海運支局となり、運航・船舶・船員・関税・検疫行政事務を所管した。
- 昭和20年 5月 運輸通信省が運輸省となった。
6月 官制改正により敦賀海運監理部（管轄区域＝福井県、京都府）及び京都府舞鶴支部が設置された。
10月 官制改正により敦賀海運監理部及び同舞鶴支部は、近畿海運局敦賀支局、同舞鶴支局となり、敦賀支局の管轄区域は福井県となった。
- 昭和21年 6月 行政機構の再編成により関税行政事務を大蔵省に移管した。
- 昭和22年 4月 官制改正により動植物検疫業務を農林省へ、開港検疫関係業務を厚生省へそれぞれ移管した。
- 昭和23年 5月 官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務、船員法事務一部（同法第19条関係）を海上保安庁へ移管した。
- 昭和24年 1月 船舶検査事務を海上保安庁へ移管した。
6月 運輸省設置法が施行された。
- 昭和27年 4月 モーターボート競走関係事務を所管することとなった。
8月 運輸省設置法の改正により、船舶検査・船舶職員法関係及び船員法事務の一部（同法第19条関係）を海上保安庁から移管された。
- 昭和28年 6月 港湾法の施行に伴い、港湾管理業務を福井県へ移管（関係国有財産管理委託）した。
- 昭和31年 7月 福井県坂井郡三国町に敦賀支局三国分室を設置した。
- 昭和36年11月 海運支局等組織規程の一部が改正され課制廃止、次長制となった。
- 昭和37年 7月 三国分室を廃止した。
- 昭和41年11月 敦賀港湾合同庁舎に移転した。
- 昭和44年 4月 運輸省設置法の改正により奥地倉庫業務を陸運局から移管された。
- 昭和51年10月 海運支局等組織規程の改正により、船員労務官が配置された。
- 昭和59年 7月 運輸省設置法の一部改正等により、近畿運輸局敦賀海運支局となった。
- 平成13年 1月 国土交通省設置法が施行された。
- 平成14年 4月 船舶検査官が実質配置された。
7月 国土交通省設置法の一部改正により、中部運輸局福井運輸支局となった。
- 平成16年 4月 海技資格システムが導入され、海技免状等の即日交付が可能となった。
- 平成17年 4月 地方運輸局組織規則の一部改正により、運航監理官と船員労務官が統合され、新たに運航労務監理官が設置された。
- 平成18年 7月 地方運輸局組織規則の一部改正により、スタッフ制が導入され課制が廃止、運輸企画専門官及び海事技術専門官が配置された。